

# 青森県報

号外第四十七号

令和三年  
五月二十八日  
(金曜日)

## 目次

○大規模小売店舗の変更の届出.....(商工政策課).....一

○右 同.....同.....二

○右 同.....同.....二

○右 同.....同.....三

○右 同.....同.....四

○右 同.....同.....五

○右 同.....同.....六

○右 同.....同.....七

○右 同.....同.....八

○右 同.....同.....九

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホームマック長苗代店

八戸市大字長苗代字観音堂八〇の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二 代表取締役 藤田勝幸	大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二 代表取締役 伊藤光博	令和 三・四・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
DCMホームマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	令和 三・三・一

四 届出年月日

令和三年四月二十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和三年五月二十八日から同年九月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和三年九月二十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホームマック類家店

八戸市南類家三丁目七の一七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

生活協同組合コープあおもり

青森市柳川二丁目四の二二

理事長 小池伸二

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	DCMホームマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目の一 代表取締役 石黒靖規	変 更 後	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	変 更 年月日	令和 三・三・一
-------	---	-------	---	---------	-------------

四 届出年月日

令和三年四月二十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和三年五月二十八日から同年九月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年九月二十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三内ショッピングセンター

青森市大字三内稲元一・二〇の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前

株式会社ユニバース  
八戸市大字長苗代字前田八三の一  
代表取締役 三浦紘一

変 更 後

DCMホームマック株式会社  
北海道札幌市厚別区厚別中央三条  
二丁目一の一  
代表取締役 石黒靖規

DCM株式会社  
東京都品川区南大井六丁目二二の  
七  
代表取締役 石黒靖規

変  
更  
日

令和  
三・三・一

株式会社大創産業  
広島県広島市西条吉行東一丁目四  
の一四  
代表取締役 矢野博丈

株式会社大創産業  
広島県広島市西条吉行東一丁目四  
の一四  
代表取締役 矢野靖二

平成  
三〇・三・一

株式会社ラゲノオささき  
弘前市大字百石町九  
代表取締役 木村公保

変更なし

四 届出年月日

令和三年四月二十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和三年五月二十八日から同年九月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年九月二十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三沢堀口ショッピングセンター

三沢市大字三沢字堀口九四の四五九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 J A 三井リース株式会社

東京都中央区銀座八丁目一三の一

代表取締役 古谷周三

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一  
代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
DCMホームマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目の一 代表取締役 石黒靖規	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	令和 三・三・一
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更なし	
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更なし	

四 届出年月日

令和三年四月二十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2 期間

令和三年五月二十八日から同年九月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和三年九月二十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前城東タウンプラザ

弘前市大字早稲田四丁目二の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

セントラルリーディングシステム株式会社

北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一

代表取締役 安達隆好

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
DCMホームマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目の一 代表取締役 石黒靖規	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	令和 三・三・一
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更なし	

四 届出年月日

令和三年四月二十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和三年五月二十八日から同年九月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和三年九月二十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町一の一 代表取締役 山田昇	株式会社ヤマダホールディングス 群馬県高崎市栄町一の一 代表取締役 山田昇	令和 二〇二〇・一
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更なし	

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ五所川原

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社  
東京都千代田区麹町五丁目一の一  
代表取締役 辻田泰徳

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
DCMホームマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	令和 三・三・一
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更なし	
株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村禎史	株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村浩一	令和 二・八・三
株式会社セリア 岐阜県大垣市外測二丁目三八 代表取締役 河合映治	変更なし	
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目一の二一 代表取締役 鶴羽順	株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目一の二一 代表取締役 八幡政浩	令和 二・八・二

四 届出年月日

令和三年五月六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

令和三年五月二十八日から同年九月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年九月二十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ黒石

黒石市富士見一〇九の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麹町五丁目一の一

代表取締役 辻田泰徳

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
DCMホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	令和三年三月三十一日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更なし	
成田孝之 弘前市大字土手町二四の一	変更なし	
株式会社NHCC 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目三五の二二 代表取締役 鈴木貞男	変更なし	
株式会社チヨダ 東京都杉並区荻窪四丁目三〇の一 代表取締役 杉山忠雄	変更なし	
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野靖二	変更なし	
株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 荒川孝男	変更なし	

株式会社アルカスインターナショナル 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の二 代表取締役 内山誠一	変更なし	
株式会社トータル・リユース 岩手県釜石市上中島町二丁目二の三三 代表取締役 伊瀬幸郎	変更なし	
大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二 代表取締役 藤田勝幸	大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二 代表取締役 伊藤光博	令和 三・四・一
工藤久敦 弘前市大字泉野三丁目四の一	変更なし	

四 届出年月日

令和三年五月六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び黒石市役所

2 期間

令和三年五月二十八日から同年九月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年九月二十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
  - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (三) 意見及びその理由
- 4 言語
- 意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

東青森駅構内商業施設

青森市大字田屋敷字増田一六の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
日本貨物鉄道株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三の八 代表取締役 田村修二	日本貨物鉄道株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三の八 代表取締役 眞貝康一	平成 三〇・六・三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更なし	
DCMホームマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	令和 三・三・一

株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更なし	
株式会社アサクラ 八戸市大字湊町字久保四四の六 代表取締役 浅倉満	—	平成 二元・六・二三
株式会社アステイ むつ市柳町三丁目一三の六 代表取締役 飛嶋明	変更なし	

四 届出年月日

令和三年五月六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和三年五月二十八日から同年九月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和三年九月二十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸ニュータウンショッピングセンター（Bゾーン）

八戸市東白山台一丁目一の三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社ユニバース

八戸市長苗代字前田八三の一

2 DCM株式会社

東京都品川区南大井六丁目二二の七

代表取締役 三浦紘一

代表取締役 石黒靖規

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
DCMホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三條二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	令和 三・三・一
株式会社Vidaway 東京都千代田区神田相生町一 代表取締役 三矢健	株式会社Vidaway 神奈川県横浜市瀬谷区下瀬谷二丁目一八の一三 代表取締役 佐藤智明	三・三・三 (住所) 三・六・二六 (代表者)

四 届出年月日

令和三年五月六日

五 届出書の縦覧



1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和三年五月二十八日から同年九月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和三年九月二十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田元町ショッピングセンター

十和田市元町東一丁目六の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 岡田義則	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 遠藤義行	令和 三・二・一
DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 七 代表取締役 石黒靖規	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 七 代表取締役 石黒靖規	三・三・一
株式会社コナカ 神奈川県横浜市戸塚区品濃町五一 七の二 代表取締役 湖中謙介	変更なし	
株式会社エコプラス 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 井上公延	株式会社エコプラス 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 今井茂	平成 三〇・七・一
株式会社ティーアンドティー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 谷地賢光	株式会社ティーアンドティー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 谷地賢光	令和 三・三・五
株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 岡田義則	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 遠藤義行	令和 三・二・一
DCMホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 二 代表取締役 石黒靖規	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 七 代表取締役 石黒靖規	三・三・一
株式会社コナカ 神奈川県横浜市戸塚区品濃町五一 七の二 代表取締役 湖中謙介	変更なし	

四 届出年月日

令和三年五月六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

令和三年五月二十八日から同年九月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和三年九月二十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円